

『セーフティネット資金』の要件に該当しない方に、県独自の資金を用意しています。

滋賀県中小企業振興資金融資制度

緊急経済対策資金

売上高比較対象を
最近3か月⇒最近1か月に
改正しました！

融資対象者
(※1)

指定業種による制限はありません。

新規枠・借換枠に
④を追加
しました！

新規枠（運転・設備）

次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等

- ①最近 **1** か月間の**売上高**が前年同**月**に比べて**5%以上減少**していること
- ②直近決算期における**売上総利益**または**営業利益**が前年に比べて**5%以上減少**していること
- ③為替相場の変動による影響を受け、次のいずれかに該当すること
ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同月と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれること
イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること
- ④**新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近1か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同月を上回っていること**

ただし、セーフティネット資金（新規枠）の対象となるもの、および原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円超の中小企業者を除く。

借換枠

保証協会保証付融資（一部保証付融資を除く）の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、経営の改善が見込まれるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等

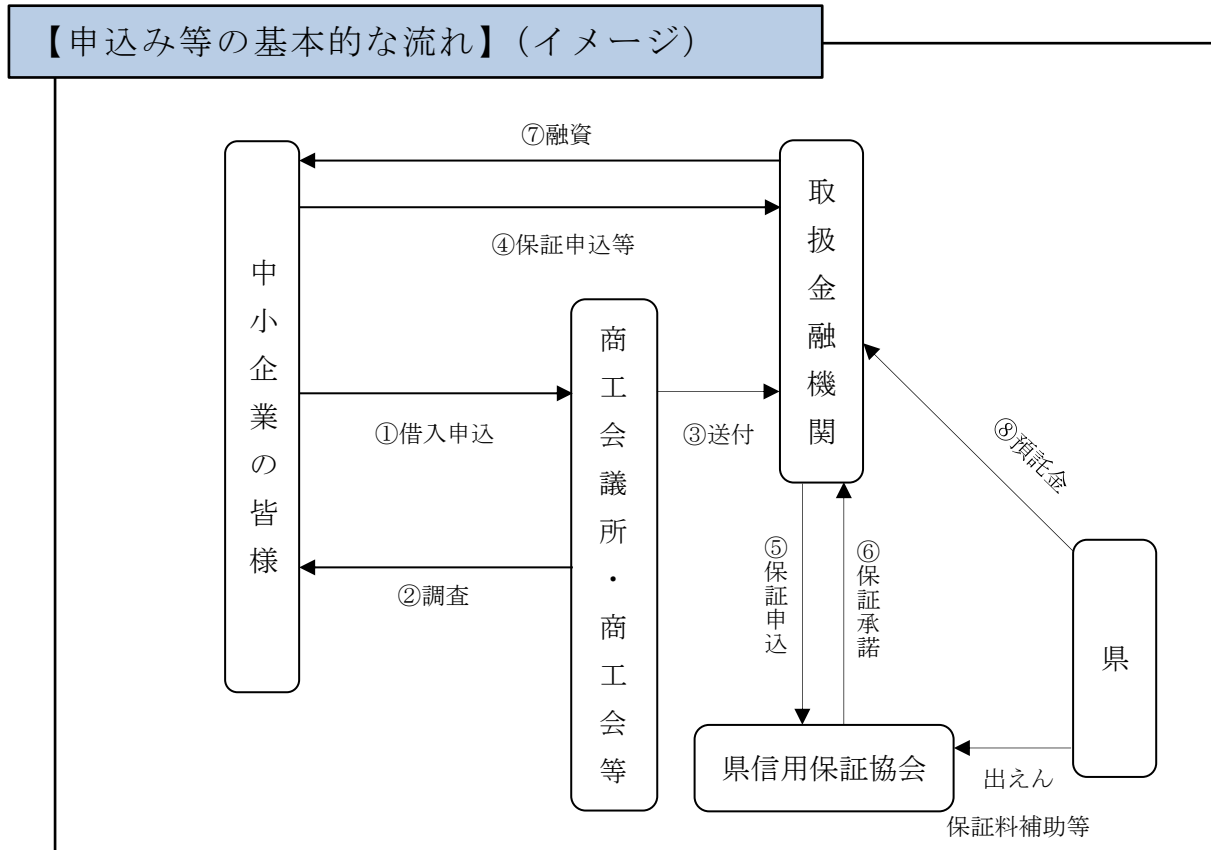
- ①最近 **1** か月間の**売上高**が前年同**月**に比べて**5%以上減少**していること
- ②直近決算期における**売上総利益**または**営業利益**が前年に比べて**5%以上減少**していること
- ③為替相場の変動による影響を受け、次のいずれかに該当すること
ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同月と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれること
イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること
- ④**新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近1か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同月を上回っていること**

ただし、借換の対象とする融資が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること、およびセーフティネット資金（借換枠）の融資対象者ではないこと。

	新規枠（運転・設備）	借換枠
融資対象者 (※1)	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①最近 1 か月間の 売上高 が前年同 月 に比べて 5%以上減少 していること ②直近決算期における 売上総利益 または 営業利益 が前年に比べて 5%以上減少 していること ③為替相場の変動による影響を受け、次のいずれかに該当すること ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同月と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれること イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること ④ 新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近1か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同月を上回っていること ただし、セーフティネット資金（新規枠）の対象となるもの、および原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円超の中小企業者を除く。	保証協会保証付融資（一部保証付融資を除く）の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、経営の改善が見込まれるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①最近 1 か月間の 売上高 が前年同 月 に比べて 5%以上減少 していること ②直近決算期における 売上総利益 または 営業利益 が前年に比べて 5%以上減少 していること ③為替相場の変動による影響を受け、次のいずれかに該当すること ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同月と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれること イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること ④ 新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響による原油価格や原材料価格の上昇により、売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格の引き上げが著しく困難であるため、最近1か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同月を上回っていること ただし、借換の対象とする融資が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること、およびセーフティネット資金（借換枠）の融資対象者ではないこと。
融資限度額	5,000万円 (※2)	8,000万円 (増額分を含む)
融資利率 (※3)	年1.25%	年1.5%
信用保証 (※4)	信用保証協会保証付 (80%保証) 保証料率 年0.45%~1.20%	
融資期間 (※5)	7年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置2年以内)
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	

借入申込先	中小企業者：各商工会議所、各商工会 協同組合等：中小企業団体中央会
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

令和3年12月17日現在



- ※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※2 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。
- ※3 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。
- ※4 有担保の場合は0.1%の割引があります。
- ※5 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

- ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

事前相談と借入申込先

中小企業者：滋賀県内の各商工会議所・各商工会、協同組合等：滋賀県中小企業団体中央会（非会員の方も御利用いただけます）

制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係